

会 議 録

1 会議名

平成26年度第10回有田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【報告事項】

- ・第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について（公開）
- ・施設使用料の減免基準の見直しについて（公開）

3 開催日時

平成27年3月23日（月）午後1時30分から午後3時00分

4 開催場所

上越市カルチャーセンター ミーティングルーム

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 青木ユキ子、秋山千恵子、市川 禅、大原久雄、樺沢早苗、熊木敏夫、澤田勝也、高橋秀樹、豊岡美恵子、中川 清、野島賢一、藤田明仁、松田鉄男、横川幸雄、吉川建嗣（欠席3名）
- ・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任
行政改革推進課：山田副課長、小関主事
財政課：高橋課長

8 発言の内容

【関川センター長】

只今から平成26年度第10回有田区地域協議会を開会します。本日の出席人員は15名です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。はじめに熊木会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【熊木会長】

皆さん、御免ください。また、寒くなりましたが、年度末でお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は報告事項がメインになり、会議時間が長くなると思いますがよろしくをお願いします。

【関川センター長】

ありがとうございました。

それでは同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。熊木会長をお願いします。

【熊木会長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の会議終了予定時刻は午後3時頃を目標にしていきたいと思いますので、スムーズな進行に御協力をお願いします。

本日の会議録の確認ですが、名簿順で高橋委員と豊岡委員をお願いします。

では、議題に入ります。**【報告事項】**「第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について」と「施設使用料の減免基準の見直しについて」担当課より御報告をお願いします。

【行政改革推進課：山田副課長】

いつもお世話になっております。行政改革推進課の山田と申します。本日は財政課の高橋課長とまいりました。よろしくをお願いします。

本日は、平成27年度を計画の初年度とする各種計画の説明でお伺いしました。このうち、「第5次上越市行政改革大綱」や、「行政改革推進計画」につきましては、これまで何度か御説明をさせていただいていることから、今回は「事務事業の総点検」と「上越市の公の施設の再配置計画」、「上越市第2次財政計画の概要について」説明させていただきます。

また、併せて施設使用料の改定とともに進めている「施設使用料の減免基準の見直しについて」これまでの検討状況をお話しさせていただきます。御意見等ございましたらぜひお願いします。

— 資料No.6 「地域協議会 説明資料」に基づき説明 —

【財政課：高橋課長】

財政課の高橋と申します。本日は、当市の財政事情と財政状況を皆さんに知っていただきたいと思ってお邪魔させていただきました。よろしくをお願いします。

それでは、お手元に配付させていただきました別紙資料1「上越市第2次財政計画の

概要」を御覧ください。こちらの資料は3月15日号の広報上越に併せて全戸配布させていただいたものです。これに基づきまして説明させていただきます。

— 別紙資料1 「上越市第2次財政計画の概要」に基づき説明 —

【行政改革推進課：山田副課長】

それでは、続きまして「施設使用料の減免基準の見直しについて」御説明させていただきます。「地域協議会 説明資料」の13ページを御覧ください。

— 資料No.6 「地域協議会 説明資料」に基づき説明 —

【熊木会長】

ありがとうございました。只今の報告について御意見、御質問等ありましたら挙手をお願いします。

【中川委員】

前段の計画期間の部分ですが、今の行政改革大綱は4年、第6次総合計画と財政計画は8年となっています。計画期間の根拠をもう1度はっきりと言ってください。

【行政改革推進課：山田副課長】

まず、総合計画につきましては、今後8年間でやるということを決めました。それに対して財源的なスケジュールはセットとして考えなければいけませんので、まちづくりを進めるための財源も総合計画の同じ8年間ということで、総合計画に合わせたものが財政計画ということになります。行政改革のほうですが、まず、短期的には第1次財政計画。これは先ほど財政課から説明させてもらったのですが、第1次財政計画では平成28年度と29年度の2年間は貯金を取り崩して収支の均衡を図れることが出来るのですが、平成30年度以降は厳しいということが計画当初にありました。行政改革のほうは、平成30年度の収支の均衡を図るために、まずそこで4年間の計画を作るということでスタートしたのが計画期間の決め方でした。結果的には支所の経費ですとか、いくつかの交付税の見直しを国で検討していただきまして、何とか貯金を取り崩せば、平成34年度まではどうにかなるといことになりました。

【中川委員】

計画されなかったからここまで来ているのでしょうか。交付税の特例措置があるから4年、8年となっているのですか。違うのですか。

【行政改革推進課：山田副課長】

行政改革の4年間は先ほど申し上げたとおりです。8年間というと行政改革を進めて

行くには長いと思います。

【中川委員】

元になる財源を政府からもらえる訳ですよ。

【財政課：高橋課長】

総合計画と財政計画の関係は先ほどお話をしたとおり、今後、8年間のまちづくりを進めて行くために計画しました。その計画を実現するためにお金は大丈夫かということだと思います。

【中川委員】

それは分かっています。4年、8年に区切ることをもっと早くすることは出来ないのですか。

【財政課：高橋課長】

国の交付税が減っていくというのは、最後、落ち切るのが平成32年度なのですが、それがあって8年にした訳ではなくて、あくまでも総合計画のまちづくりの期間に合わせて財源の裏打ちが必要だから財政計画を8年にしているということです。行政改革のほうは、8年先の取組はなかなか決められない部分があって、やはり約束出来るのは最初の4年間をきちんと作って、それを実現していこうということで、そこで4年と8年の違いがあるのです。

繰り返しになりますが、国の交付税の見直しというのも大きな影響を与えておりますが、直接的にそれがあから8年にしたのではなくて、あくまでも総合計画の計画期間に合わせていうということです。

【中川委員】

貯金を崩しても1,280億円の借金があるでしょう。それをどうするのですか。また借りるのですか。

【財政課：高橋課長】

施設を建設する時にはお借りしますが、先ほども申し上げたとおり、平成35年度以降の財政計画というのもいつか作らなければいけません。それが、3年後になるのか、4年後になるのかわかりませんが、そこは、平成35年度以降を見据えた財政計画をきちんと作らなければいけません。

【中川委員】

分かりやすい資料だったら分かるのですが、そういうところが目に見えないからいろ

いろと言いたくなるのです。

【財政課：高橋課長】

情報量が非常に多くて大変見づらいかもしれません。ただ、ここまできめ細かに取り決めをしないと、なかなか実現性のある計画になっていかないと思います。

【高橋委員】

中川委員への説明の中で、4年で区切るのは、実は財政の決め方が4年単位なのです。今、決めるのは4年後がどうのこうのっていうのは、それで次にやれるのは8年後で、次は12年後。要するに4年で区切っているのですよ。だから4年と8年なのだと説明すれば分かるのですよ。そういう説明をしないから分からなかったのです。それが1点。それと、1番気になるのは、別紙資料1の4ページで「3歳入・歳出の推移」の『(2)歳出の計画(性質別)』。この中で一番占めている項目は何かというと、「その他」が全て30%ですよ。 「その他」が3割を占めていて、取り上げているのは「人件費」だとか何とかだっけ書いてあるのだけれど、10%とか15%の話を一生懸命して肝心の30%は何なのか。3割も「その他」というのは、見方の感覚が少しずれていませんか。

【財政課：高橋課長】

「その他」の表し方ですが、この表の中で一番占めているのは「貸付金」という項目でございます。こちらは中小企業の皆さんに資金を貸し付けさせていただき、主にその資金になります。ただ、それは市が直接、中小企業の皆様にお貸しするのではなく、銀行に預託をして、銀行を介して貸付するというので、年度当初に銀行に預けて、年度末にその額が戻ってくるということでございます。そういったことからその部分については、実質的な予算額を定める際には、預託額を除外して算出するものですから、そういった部分を「その他」へ入れた関係で割合が非常に多くなっているということでございます。御指摘のとおり、「その他」がたくさん占めているということで分かりづらいという点はそのとおりだと思いますので、貸付金の他にも繰出金ですとか、補助金を交付するようなお金が占められているということですので、今後、分かりやすいように透明性についても配慮させていただきたいと思います。

【高橋委員】

今の話でも、それが何%占めているのか。要は分かりやすいとか、分かりづらいではなくて、3割も占めているものが話題にもなっていないことが問題だということです。説明のところで、3割を占めているものがテーマにも挙がらない、そういう感覚で表の

まとめ方をすることが根本的におかしいのです。ですから、今説明されたように直すのであれば「貸付金が何%で、それが後から戻ってくるから問題ないです」という書き方をしないと、10%台の話を一生懸命していて、3割台の話を何もしないのは大変なことです。わざわざ歳入を細かくいろいろとやっているのは分かりましたが、出るほうを抑えないとどうしようもないですよ。出るほうもきっちりやらないと疑問を持ちます。今みたいな説明をすると「何故歳出に書かないのか、貸付で市に戻ってくるから関係ないのなら最初から入れないでください」という訳の分からない話が出て来ますよね。そういうところは明確にしないといけない。そういうところをきちんとやってもらわないと、お金が本当に足りているのか、足りていないのか。どこからか借りているのか、あるいは、貸し付けているのか。借りているのがいくらで、貸し付けているのがいくらというふうにやらないと、本物の実力が分かりません。そこだけ明確にしてください、という意味です。

【財政課：高橋課長】

分かりました。あくまで市民向けの概要版ということでそのようにしてしまったということは反省しております。「その他」のところもきちんと分かるように今後工夫させていただきたいと思います。

【中川委員】

今年の市政で、「くらし」「産業」「交流」と、市長は重点戦略を3つ出しています。新水族博物館とか新クリーンセンターの建設もありますが、どのように予算配分しているのですか。

【財政課：高橋課長】

それぞれ、例えば、平成27年度においても、厚生産業会館の設計費、新水族博物館についても設計費と建設工事費の一部を予算計上させていただいております。その中には、市債といいまして、借入金で賄って行うものもございますし、国の補助金を入れて実施する事業もございます。それらをトータルして平成27年度については、歳入と歳出の収支の均衡を図って計上したところです。中には借金だけではなくて、市税や国から配分される交付税等を財源にして予算を組んでいるということです。特に、中川委員がおっしゃった3つの重点戦略については優先的に財源を配分した予算ということになっております。

【中川委員】

産業部門も交流部門も新幹線が来たといっても変わらないですよ。みんなが一律に捉えている。そういうところを今年はどういうふうにバランスを考えながら決めたのですか。

【財政課：高橋課長】

今ほども申し上げたように、重点戦略についても、その必要な金額というのは予め平成34年度までを見据えた事業費を積算して、それぞれ財政計画の中に組んであります。

【中川委員】

それは借金ですよ。

【財政課：高橋課長】

借金ではありません。

【中川委員】

自主財源というのは、43%で変わらないですよ。あとは全部借金ですよ。

【財政課：高橋課長】

そこは自主財源と依存財源の両方を活用させて予算を組んでいるということです。それも将来に向けて平成34年度までは先ほどからお話ししているとおり、何とか予算を組めるという状況です。

【藤田委員】

少しお聞きしたいのですが、財政計画と行政改革は一体だから説明を受けているのですが、どうしても分からないのは、別紙資料1の3ページにある「(3) 市債残高・財政調整基金残高の計画」ですが、借金が少し減ったように見えながらも、実際は手持ちの預貯金がどんどん減っていくだけで、借金が減っているのか、増えているのか。グラフがデコボコしていて、分からないのです。グラフの最初から最後まで借金の金額が多少デコボコしても、そのまま次の世代に送っていくというような考え方で、今だけ何とか回ればいいだけの行政改革と財政計画でしかないのではないかと。上越市だけではないけれど、世界中も行政は借金だらけで、同じ「右ならえ」で送っていくばかりで、これでどうするのか。その時のその場限りの作り方に見えて仕様が無いのです。本当にこの借金を無くさなければ、ある程度借金が減った時に、何か大事なことが起きた時に借金を増やして1つ大きなことをやるというのは、物事ではないと思うのだけれども。表の見目は預貯金が減っているのだけれども、借金はそのままとのことなのです。心配だなと思いました。

【財政課：高橋課長】

借入金の関係ですが、実は大きな借入れを平成24年度に行っております。先ほど少し触れましたが、土地開発公社というものがございました。土地開発公社が土地を取得する際に、自己財源がありませんので銀行からお金を借りて土地を買ってきた事実がございます。それを短期で借入れを回していたのです。ところが、金融機関も不良債権問題で土地開発公社に対して貸付が厳しくなってくるということもございまして、土地開発公社の土地を市が引き取って、引き取る際に土地開発公社の借金を市が肩代わりしたということでございます。その時に173億円ほど市が肩代わりで借金をしました。そこが一旦ピークになります。その後、新水族博物館ですとか新クリーンセンターを建設する際にも、合併特例債という、これは後で国から補填される割合の高い、いわゆる優良債と言われている起債でございしますが、そちらを借りるということになってまいりますので、こちらが平成29年度の借金のピークになってきます。ですので、必要な建設事業をやらなければいけない時に一番有利な財源を使って建設するというのが、大前提ですので、今後、平成29年度を境に徐々に借金の残高を減らしていく努力は確実に行っていきます。この表上では、一千億円を超える非常に大きなグラフですが、臨時財政対策債というもので、国もお金がないものですから市に借金をさせて交付税の代わりにするという特殊な起債が、この内の400億円くらい含まれておりますので、普通の借金というのはもう少し少なくなります。いずれにしても多いことは間違いありませんし、減らしていくということを確実にしていかなければいけませんので、我々とすれば、平成29年度を境に元金を返済していったって、徐々にではあります、減らしていく努力は今後も続けていきたいと思っております。

【松田委員】

勉強不足で申し訳ないのですが、今度、武道館を建てますよね。あれも市の土地ですよ。そうすると建物は県がお金を出して、土地は市のものという考えですか。

【財政課：高橋課長】

そうです。

【松田委員】

維持管理は誰がやるのですか。

【財政課：高橋課長】

県立武道館なので、維持管理も県でやります。

【松田委員】

そうなのですか。

【財政課：高橋課長】

あそこも元々、土地開発公社が持っていた土地なのですが、それを無償で貸付するというような形です。

【松田委員】

でも、市が一旦買い取ったのですよね。

【財政課：高橋課長】

そうです。

【松田委員】

では、市のものですね。

【財政課：高橋課長】

そうです。市の土地を県に無償で貸付するということです。その上に県が建てて維持管理費も県が出すということです。

【松田委員】

そういうことなのですね。

それと、別紙資料1の4ページの「3歳入・歳出の推移」の『(1)歳入の計画(財源別)』の下にある「市税は、上越火力発電所と直江津LNG基地の固定資産税の減少により、年々減少する見込みです」と書いてありますが、どれくらいまで減るのですか。

【財政課：高橋課長】

資料に詳しく記載をしていなくて申し訳ないと思うのですが、ここで言っている固定資産税というのは償却資産です。タンクですとか、そういったものが償却資産。建物ではなくて、償却資産という位置付けになるので1年に7%とか8%ということで、だんだん減価償却していきますので、その部分が徐々に減っていくということになります。

【熊木会長】

減免のことについて御意見、御質問がありましたら挙手どうぞ。

【高橋委員】

先ほどの話だと減免の話はこれからということですね。「現状はこうなっていますよ」「いろいろなことがあったので、今後ルールを決めてやっていきたい」という結論ですよ。

【行政改革推進課：山田副課長】

本日の報告はそこまでです。実は、先ほどの説明で3月25日が第4回とお話ししましたが、実際には4回分の会合分の予算を盛っていたものであり、ここで一定の方向性は出したいと考えております。方向性を出すというのは委員の皆さんから市に対してこんなふうにしたらどうでしょうか、という委員さんの中の意見の集約を市が受けます。それを市で引き取って、それから各種団体、各地域協議会の皆さんにも御相談させていただきながら固めていきたいと思っております。

【高橋委員】

それはいつごろになるのですか。

【行政改革推進課：山田副課長】

10月からスタートさせるために逆算すると、何とか6月までには決めたいと考えているのですが、スケジュール的には厳しいかもしれません。

【高橋委員】

予算が無いから、4回しか開けませんというのは情けない話ですよ。

【行政改革推進課：山田副課長】

今年度中に決着を付けたかったのですが、今までもいろいろな団体さんの意見を聞いてきているのですが、一定の方向性を出すのに時間が掛かっているのが現状です。何とか10月の実施を目指してやっておりますし、また、地域協議会の皆様にも御意見をいただきたいと思っておりますし、本日、ここで御意見があればお聞かせいただければ、今後の検討にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【熊木会長】

減免に対する御意見等ありましたら、挙げていただいて、次回までに検討して結論を出していただきたいと思うのですが、意見はありませんか。

(ありませんの声あり)

【行政改革推進課：山田副課長】

先ほどの説明の中で、例えば登録制というのがあります。過去に合併前の上越市でそういったことをやっていた時期があったらしいのですが、「私の団体は減免対象の団体です」と窓口に提示して減免を受けることをやってみたらどうかと委員からの提案にありました。実際にこれをやろうとすると、提案された委員さんも事務量的には相当なものになると言っていました。例えば、体育協会ですとか、そういった団体だと配下の組織

はしっかりしていて、それぞれの協会とか、スポーツ関係の団体などをお願いするのは有り得るのですが、文化系の団体については、なかなかそういった体系もないので、登録制という方向を出した際には、周知というのが必要です。その辺も課題の1つとして私どもは認識しているのですが、そもそも登録制についてどうなのか、もし、登録制にしたら窓口でトラブルになるということも聞いておりますので、そういったところは解消できるものと考えているのですが、その辺について、良いアドバイスや御意見をいただければありがたいと思っております。

【高橋委員】

基本的に減免対象とする団体を何らかの形で把握しないといけませんよね。登録制の運用をどうするかということは、皆さんでお考えになればいいと思います。それはカードを見せるのかどうなのか。誰かがハンコを押したのを持ってくるのか。それは別として、登録していなかったから「私たちは登録しているところですよ」と言ってくればみんな登録していることになりますよね。だから、最低限、どういうところがあると把握しておかないといけませんよね。ただし、みんな修正した時に全部登録対象とするかどうかというルールは作らなければいけないと思います。要するに台帳を作らなきゃ駄目ですよ。団体数が増えるとか増えないと言ったって最初だけですよね。年がら年中増える訳ではないと思います。そうしないと、逆にトラブルの元になると思います。

【行政改革推進課：山田副課長】

ありがとうございます。まず、台帳整理しないと窓口のやり取りというのは、カードとか紙でというのは確かにあります。登録制を行うのであれば、台帳整理をしっかりとやりたいと思います。

【秋山副会長】

先ほど、登録制度の過去があったとおっしゃいました。それは何故、登録制度が無くなったのでしょうか。何故止めたのかというのを覚えていらっしゃる方がいれば、どうして駄目だったのかというのをもう1度洗い直して、何が登録の時に問題だったのか。各団体の感情的な問題もあるかもしれないので、少し確認をしていただきたいと思います。

【高橋委員】

それは少しおかしいと思います。登録制を止めるというのは市が決めているのだから。

【秋山副会長】

市が決めるのだけれども、原因の中に「これではまずい」というのがあれば…

【高橋委員】

市がルールを決めたのだから、止めた背景だとか、決めたルールというのは市が調べるのであって、他の人たちが嫌だから止めて、良いからやっけていくと言ったって、市が最終的に決めますよね。だから、市がなんでそういうふうにして、なんで止めたかっていうのは、市に記録が残っているはずですよ。

【秋山副会長】

ですから、それを検証していただきたいのです。

【行政改革推進課：山田副課長】

1つのきっかけは合併した14市町村の中でやり方の差があったということです。聞いておりますのは、大きくは合併の際に減免率等がかなり変わって、基本的には合併前の上越市に合わせたということです。それから青少年健全育成という考え方があります。合併前の上越市は今ほど手厚い減免率でやっけていなかったという状況だったらしいのですが、そちらは旧13市町村のスタイルに逆に合わせていったということです。合併の中での調整したことが今の状況です。そうした結果が今の窓口の混乱とか、一般利用者への使用を結果的には制限するといったような混乱を来しているという状況です。今、秋山副会長がおっしゃったように、もう一度洗い直しをして、今後活かしていきたいと思っております。

【澤田委員】

今まで減免を受けていた団体が受けられなくなる。そうした時に反論が出来るのでしょうか。こういう理由で減免を受けたいと言った時に出来るのでしょうか。

【藤田委員】

基準が明確にされて、審査して新たに登録したり、更新したりしない限りは、何を基準に登録するのか、何でもかんでも登録を受けるのかということですよね。

【行政改革推進課：山田副課長】

先ほどの説明の中で、減免を対象とする利用をどうするのか、それから、減免の対象者をどうするのか、減免のリスクをどうするのか。その辺を今検討しているところです。大方のたたき台は出来つつありますので、3月25日に行われる懇談会で委員の皆さんに提示しまして御意見をいただくというふうな形で進めております。

先ほど「減免を受けていた団体が受けられなくなる」というのは確かに有り得ること

だと思います。そこは、市としてこんな形で考えているといったところをお話させていただきます。

【澤田委員】

要は、基準から外れたら駄目ということですね。

【行政改革推進課：山田副課長】

一つの例としまして、体育協会の配下にある団体。これは健全育成のためにいる団体は減免対象になります。一方で、青少年健全育成ということですから、子ども達だったらみんなタダになるということで、個人で月謝などをもらって活動して、そして、それを例えばテニスコートとか、実際にある例で、テニスコートでやっていらっしゃるとか。そういったところで、減免対象になっているところもあると聞いております。ですから、こういったものが減免対象となる利用になるのか、そういったところをきちんとルール化していかなければならないという課題は持っております。

【松田委員】

今まで何十年もやってきたデータを出してください。その中であなたたちで仕分けをして「ここまでならいいだろう」というものを出せばいいのではないですか。そのデータも出さないで、ああでもないこうでもないと言ったって前に進まないですよ。今までのあなた達が許可したものや、していないもののデータがある訳ですよ。

【行政改革推進課：山田副課長】

そのデータというのは施設ごとに膨大な量が残っております。そのデータも担当によって基準自体が曖昧です。

【松田委員】

だから、それを決めるためにデータを出さないことには決められませんよね。

【行政改革推進課：山田副課長】

とりあえずデータが云々よりも課題を抽出して、その課題がどうしたら解消できるか検証している訳です。

【松田委員】

では、あなた達がどの基準で貸していいとか悪いとかを決めているのですか。

【行政改革推進課：山田副課長】

減免の基準自体は、先ほどから説明させていただいているのですが、条例や基準によりやっています。ただ、基準自体がアバウトな基準でしたので、見直しを検討している

ところです。

【松田委員】

それと同じやり方でやるのか、ここまでならいいですよという状況でいくのか。それをみんなに聞けばいいのではないですか。

【高橋委員】

私も松田委員と同じなのだけれど、いくら会話していたって前に進まないということを言いたいのだと思います。それよりも、過去の膨大なデータ量に手を付けられないかもしれませんが、去年1年間の抜粋でもいいです。それを見た中でこれには達していない、これには達しているだとか、全部書いておいて、今こうなっている、私たちはこうしようとしているのだ、だからこうなのだという。いわゆる現状把握のものがなくて、文章で先ほどもこう言っている、ああ言っているところで説明してもみんな答えようがないですよということ。だから、出来ない理由探しではなくて、どうやったら出来るかという説明をきちんとしてください。

【熊木会長】

今日は、委員の意見を聞くという前段の部分ですので、あまり話し込まれると前に進みません。減免基準の見直しについては、選出された委員でやっておられるのですから、厳選なルール作りをしていただいて、次回、報告していただければと思います。

では、見直しについては以上にします。他にないようでしたらこれで閉めたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

担当課の皆さん、ありがとうございました。

— 行政改革推進課、財政課 退室 —

次に「その他」ですが、事務局からお願いします。

【荒木係長】

事務局から、次回の協議会について協議していただきたいと思います。今のところ、諮問等の案件は入っておりません。4月には1度開催して、平成27年度の地域活動支援事業の審査スケジュールについて確認していただきたいと考えております。また、他の案件が入りましたら併せてお願いしたいと思いますが、こちらの案としましては、月曜日開催ということで、4月20日はいかがでしょうか。

— 日程調整 —

【熊木会長】

では、4月20日、月曜日の午後1時半からということでお願いします。

他に事務局から何かありますか。

【荒木係長】

特にありません。

【熊木会長】

それでは、特にないようですので、以上を持ちまして会議を終了します。御苦労様でした。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。